

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 7 年 9 月 定 例 会

池 田 市

目次

1	報告第10号 処分報告について	1
	専決第4号 令和7年度池田市一般会計補正予算(第6号)	2
	説 明	4
	参 考	10
2	報告第11号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	21
	参 考	23
3	議案第74号 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	25
	説 明	27
	参 考	28
4	議案第75号 池田市手数料条例の一部改正について	29
	説 明	31
	参 考	32
5	議案第76号 池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について	34
	説 明	37
	参 考	38
6	議案第77号 池田市立くれは音楽堂条例の一部改正について	41
	説 明	47
	参 考	49
7	議案第78号 池田市有功賞表彰について	55
8	議案第79号 池田市副市長の選任について	56
9	議案第80号 財産区管理委員の選任について	57

10	議案第81号	令和7年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	58
		説 明	60
		参 考	70
11	議案第82号	令和7年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	74
		説 明	78
		参 考	88
12	議案第83号	令和7年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	94
		説 明	96
		参 考	102
13	議案第84号	令和7年度池田市一般会計補正予算（第7号）	106
		説 明	112
		参 考	126
14	議案第85号	令和6年度池田市病院事業会計決算の認定について	138
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
15	議案第86号	令和6年度池田市水道事業会計決算の認定について	139
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
16	議案第87号	令和6年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について	140
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

17	議案第88号	令和6年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	141
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審 査 意 見 書	別冊
18	議案第89号	令和6年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	142
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審 査 意 見 書	別冊
19	議案第90号	令和6年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	143
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審 査 意 見 書	別冊
20	議案第91号	令和6年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	144
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審 査 意 見 書	別冊
21	議案第92号	令和6年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について	145
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審 査 意 見 書	別冊

報告第 10 号

処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 7 年度池田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

物価高騰対策臨時特別給付金（不足額給付）支給額の増加に伴い、予算化する必要が生じたので専決処分したものである。

専決第4号

令和7年度池田市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度池田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,847,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年7月31日 専決処分

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,322,012	167,590	8,489,602
	4 国庫交付金	800,409	167,590	967,999
歳入合計		44,680,227	167,590	44,847,817

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		20,794,990	167,590	20,962,580
	1 社会福祉費	9,867,712	167,590	10,035,302
歳出合計		44,680,227	167,590	44,847,817

報告第10号 説 明

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 6 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	8,322,012	167,590	8,489,602
歳 入 合 計	44,680,227	167,590	44,847,817

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	20,794,990	167,590	20,962,580	167,590			
歳 出 合 計	44,680,227	167,590	44,847,817	167,590			

歳

入

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総 務 費 国 庫 交 付 金	495,286	167,590	662,876	3 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時 交 付 金	167,590	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 167,590 追加
計	800,409	167,590	967,999			

歳

出

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,374,536	167,590	5,542,126	167,590				18 負担金補助 及び交付金	167,590	交付金 167,590 追加
計	9,867,712	167,590	10,035,302	167,590						

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		340,000	—	340,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	340,000	—	340,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	70,000	—	70,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	—	60,000
10 地 方 特 例 交 付 金		86,500	—	86,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地 方 交 付 税	6,100,000	—	6,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,558	—	322,558
	1 負 担 金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		990,809	—	990,809
	1 使 用 料	733,429	—	733,429
	2 手 数 料	256,438	—	256,438
	3 証 紙 収 入	942	—	942
15 国 庫 支 出 金		8,322,012	167,590	8,489,602
	1 国 庫 負 担 金	6,844,776	—	6,844,776
	2 国 庫 補 助 金	598,384	—	598,384
	3 国 庫 委 託 金	78,443	—	78,443
	4 国 庫 交 付 金	800,409	167,590	967,999
16 府 支 出 金		3,596,947	—	3,596,947
	1 府 負 担 金	2,791,572	—	2,791,572
	2 府 補 助 金	409,443	—	409,443
	3 府 委 託 金	77,963	—	77,963
	4 府 交 付 金	317,969	—	317,969
17 財 産 収 入		33,902	—	33,902
	1 財 産 運 用 収 入	21,536	—	21,536
	2 財 産 売 払 収 入	12,366	—	12,366
18 寄 附 金		208,370	—	208,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	208, 370	—	208, 370
19 繰 入 金		1, 959, 510	—	1, 959, 510
	1 繰 入 金	1, 959, 510	—	1, 959, 510
20 諸 収 入		1, 339, 119	—	1, 339, 119
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	1, 312	—	1, 312
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	774, 707	—	774, 707
21 市 債		942, 600	—	942, 600
	1 市 債	942, 600	—	942, 600
歳 入 合 計		44, 680, 227	167, 590	44, 847, 817

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		380,465	—	380,465
	1 議 会 費	380,465	—	380,465
2 総 務 費		5,098,788	—	5,098,788
	1 総 務 管 理 費	3,937,257	—	3,937,257
	2 徴 税 費	561,908	—	561,908
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	312,232	—	312,232
	4 選 挙 費	161,137	—	161,137
	5 統 計 調 査 費	95,448	—	95,448
	6 監 査 委 員 費	30,806	—	30,806
3 民 生 費		20,794,990	167,590	20,962,580
	1 社 会 福 祉 費	9,867,712	167,590	10,035,302
	2 児 童 福 祉 費	9,199,127	—	9,199,127
	3 生 活 保 護 費	1,727,771	—	1,727,771
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,804,013	—	3,804,013
	1 保 健 衛 生 費	2,300,648	—	2,300,648
	2 清 掃 費	1,503,365	—	1,503,365
5 労 働 費		14,238	—	14,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,238	—	14,238
6 農林水産業費		50,741	—	50,741
	1 農林費	50,741	—	50,741
7 商工費		259,086	—	259,086
	1 商工費	259,086	—	259,086
8 土木費		3,059,504	—	3,059,504
	1 土木管理費	500,252	—	500,252
	2 道路橋りょう費	480,699	—	480,699
	3 河川費	44,317	—	44,317
	4 都市計画費	1,862,611	—	1,862,611
	5 住宅費	171,257	—	171,257
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,366,716	—	1,366,716
	1 消防費	1,366,716	—	1,366,716
10 教育費		5,892,873	—	5,892,873
	1 教育総務費	1,725,243	—	1,725,243
	2 小学校費	777,926	—	777,926
	3 中学校費	419,872	—	419,872

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	274,637	—	274,637
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,757	—	751,757
	6 社 会 教 育 費	1,943,438	—	1,943,438
11 公 債 費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公 債 費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸 支 出 金		61,218	—	61,218
	1 防 災 費	61,218	—	61,218
13 予 備 費		143,713	—	143,713
	1 予 備 費	143,713	—	143,713
歳 出 合 計		44,680,227	167,590	44,847,817

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,599,828	—	25,599,828
人件費	9,590,145	—	9,590,145
扶助費	12,255,801	—	12,255,801
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,680,630	—	1,680,630
その他	17,399,769	167,590	17,567,359
物件費	8,357,894	—	8,357,894
その他	9,041,875	167,590	9,209,465
合 計	44,680,227	167,590	44,847,817

一般会計

令和 7 年度		補正第 6 号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議 会 費	2 総 務 費	3 民 生 費	4 衛 生 費	5 労 働 費	6 農 林 水 産 業 費	7 商 工 費	8 土 木 費	9 消 防 費	10 教 育 費	11 公 債 費	12 諸支出金	13 予 備 費	計		
1 報酬		160,107	178,164	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,062,279		
2 給料		33,703	683,776	595,972	295,748	3,435	10,811	6,343	192,378	522,193	577,653				2,922,012		
3 職員手当等		98,132	672,434	576,042	270,339	2,406	10,074	9,825	168,663	478,137	783,619		4,953		3,074,624		
4 共済費		54,671	306,929	292,611	133,055	1,204	4,522	5,904	77,474	195,606	458,824				1,530,800		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131		
8 旅費		4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		5,505	243,346	84,117	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,347,750		
11 役務費		1,166	161,375	43,705	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		269,183		
12 委託料		6,507	1,596,940	658,291	1,441,384		932	22,153	681,054	5,221	1,302,310		10,210		5,725,002		
13 使用料及び賃借料		1,299	618,202	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,423		
14 工事請負費				237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400		
15 原材料費				223	138				437	69	4,141				5,008		
16 公有財産購入費																	
17 備品購入費		195	6,041	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		83,040		
18 負担金補助及び交付金		13,851	187,528	2,644,630	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	272,432		14,638		3,399,617		
19 扶助費			93	12,099,032	86,991						69,685				12,255,801		
20 貸付金				2,224				138,000							140,224		
21 補償補填及び賠償金			100	200	8,709				3,030		5,550				17,589		
22 償還金利子及び割引料			51,025		1,937						50	3,753,882			3,806,894		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			227,189	4,570	20,000			35	184				107		252,085		
25 寄附金																	
26 公課費			78	33	691					966	9				1,777		
27 繰出金				3,265,351	824,898		2,341		845,406	16,092					4,954,088		
予備費														143,713	143,713		
() %		(0.9)	(11.4)	(46.7)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.8)	(3.1)	(13.1)	(8.4)	(0.1)	(0.3)	(100.0)		
計		380,465	5,098,788	20,962,580	3,804,013	14,238	50,741	259,086	3,059,504	1,366,716	5,892,873	3,753,882	61,218	143,713	44,847,817		

一般会計

令和 7 年度		補正第 6 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		2,062,279			2,062,279				2,062,279	
2 給料		2,922,012			2,922,012				2,922,012	
3 職員手当等		3,074,624			3,074,624				3,074,624	
4 共済費		1,530,800			1,530,800				1,530,800	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								284,131	284,131	
8 旅費							104,862		104,862	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						130,000	1,217,750		1,347,750	
11 役務費							269,183		269,183	
12 委託料						116,361	5,608,641		5,725,002	
13 使用料及び賃借料						2,098	1,077,325		1,079,423	
14 工事請負費						1,384,400			1,384,400	
15 原材料費							5,008		5,008	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						11,000	72,040		83,040	
18 負担金補助及び交付金						18,027		3,381,590	3,399,617	
19 扶助費			12,255,801		12,255,801				12,255,801	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								17,589	17,589	
22 償還金利子及び割引料				3,753,882	3,753,882			53,012	3,806,894	
23 投資及び出資金										
24 積立金								252,085	252,085	
25 寄附金										
26 公課費								1,777	1,777	
27 繰出金						18,744		4,935,344	4,954,088	
予備費								143,713	143,713	
計 ()%		(21.4)	(27.3)	(8.4)	(57.1)	(3.8)	(18.6)	(20.5)	(100.0)	
		9,590,145	12,255,801	3,753,882	25,599,828	1,680,630	8,357,894	9,209,465	44,847,817	

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

○ 健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和6年度	——	——	2.8	——
早期健全化基準	12.12	17.12	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示。

○ 資金不足比率（公営企業）

(単位：％)

	病院事業会計	水道事業会計	公共下水道事業会計
令和6年度	——	——	——
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※ 資金不足額がない場合は「－」を表示。

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）について

- ・平成 19 年 6 月制定
- ・毎年度における健全化判断比率及び資金不足比率の公表
- ・比率に応じた地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進

2 財政健全化法制定の背景

- ・分かりやすい財政情報の開示等
 フロー指標 … 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 ストック指標 … 将来負担比率（公社等を含めた実質的負債による指標）
- ・早期是正機能の制度化等による旧法（財政再建法）の改善

3 早期健全化基準・財政再生基準

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令）

令和 6 年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.12%	17.12%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

4 早期健全化段階で行うこと（財政健全化法第 4 条第 2 項）

- ・自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定及び議会の議決
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
 （達成が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は知事による必要な勧告）

5 財政の再生段階で行うこと（財政健全化法第 8 条第 3 項）

- ・国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定
 （議会の議決及び公表並びに総務大臣との協議及び総務大臣の同意）
- ・個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・毎年度における実施状況の議会への報告及び公表
 （運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣による予算の変更等必要な措置の勧告）
- ・起債の制限等

6 健全化判断比率の算定

① 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

各会計の実質赤字（黒字）額又は資金不足（剰余）額の合計の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

・将来負担額

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、

公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額

・将来負担額から控除するもの

基金等の充当可能財源、特定歳入見込額（都市計画税）、

地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

7 資金不足比率（公営企業）

- ・経営健全化基準（20%）以上となった場合は、「4 早期健全化段階で行うこと」と同様の措置（「財政健全化」を「経営健全化」に読み替える。）

- ・比率の算定については、下記のとおり

（地方公営企業法適用事業） 事業の規模に占める資金の不足額の割合

病院事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （医業収益）$$

水道事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （営業収益－受託工事収益）$$

公共下水道事業

$$（流動負債－翌年度償還の企業債－流動資産） \div （営業収益）$$

議案第 7 4 号

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

市長に対して支給する退職手当並びに特別職の職員に対して支給する給料及び手当の特例を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市特別職の職員の給与に関する条例（昭和２７年池田市条例第１４号）
の一部を次のように改正する。

附則第２項中「令和３年１０月１日」を「令和７年１０月１日」に改める。

附 則

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 1 令和 7 年 1 0 月 1 日において現に市長の職にある者（以下「現職市長」という。）の同日から任期（その期間に同日を含むものに限る。以下同じ。）が満了する日（その満了する日前に退職した場合にあっては、その退職した日。以下同じ。）までの期間における現職市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の給料の月額（期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額を除く。）は、現職市長にあっては 1 0 0 分の 3 0 に相当する額を、副市長、教育長、病院事業管理者及び上下水道事業管理者にあっては 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じた額とするものであること。また、現職市長の任期が開始する日から任期が満了する日までの期間を算定の基礎とする現職市長の退職手当は、支給しないとするものであること。

	給料	地域手当	期末手当	退職手当
市長	3 0 %減額	3 0 %減額	減額なし	不支給
副市長	1 0 %減額	1 0 %減額	減額なし	減額なし
教育長	1 0 %減額	1 0 %減額	減額なし	減額なし
病院事業管理者	1 0 %減額	1 0 %減額	減額なし	減額なし
上下水道事業管理者	1 0 %減額	1 0 %減額	減額なし	減額なし

（附則関係）

- 2 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第74号 参 考

池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
本則 （略） 附 則 1 （略） （給与の特例） 2 <u>令和3年10月1日</u> において現に市長の職にある者（以下「現職市長」という。）の同日から任期（その期間に同日を含むものに限る。附則第4項において同じ。）が満了する日（その満了する日前に退職した場合にあっては、その退職した日。以下同じ。）までの期間における現職市長の給料の月額、別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。 3・4 （略）	本則 （略） 附 則 1 （略） （給与の特例） 2 <u>令和7年10月1日</u> において現に市長の職にある者（以下「現職市長」という。）の同日から任期（その期間に同日を含むものに限る。附則第4項において同じ。）が満了する日（その満了する日前に退職した場合にあっては、その退職した日。以下同じ。）までの期間における現職市長の給料の月額、別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の30に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。 3・4 （略）

議案第 75 号

池田市手数料条例の一部改正について

池田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による個人住民税の納税証明書の交付に係るサービスの提供を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市手数料条例（昭和 5 1 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中欄中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同表の 2 の項中欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）納税に関する証明（（2）の証明を除く。）

別表の備考第 1 項を次のように改める。

1 1 の項の証明については、年度ごとに 1 件とする。

別表の備考第 2 項第 2 号中「2 の項(2)」を「2 の項(3)」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号中「2 の項(1)」を「2 の項(2)」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

（1）2 の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに 1 件とする。ただし、2 以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあつては、これを 1 税目とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。

池田市手数料条例の一部改正について

- 1 納税に関する証明に係る手数料を、市税に関する各種手数料の区分のうち、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による場合の手数料の適用がない区分に変更するものであること。

(別表関係)

- 2 この条例は、令和 7 年 12 月 29 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第75号 参 考

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表			別表		
1	<u>(1) 納税に関する証明（次項(1)の証明を除く。）</u> <u>(2)・(3)</u> （略）	1件につき 300円 （多機能端末機による場合にあっては、200円）	1	<u>(1)・(2)</u> （略）	1件につき 300円 （多機能端末機による場合にあっては、200円）
2	<u>(1)・(2)</u> （略）	1件につき 300円	2	<u>(1) 納税に関する証明（(2)の証明を除く。）</u> <u>(2)・(3)</u> （略）	1件につき 300円
3～5 1	（略）		3～5 1	（略）	
備考			備考		
<u>1 1の項の証明の取扱い、次のとおりとする。</u> <u>(1) 1の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。ただし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあっては、これを1税目とみなす。</u> <u>(2) 1の項(2)及び(3)の証明については、年度ごとに1件とする。</u>			<u>1 1の項の証明については、年度ごとに1件とする。</u>		
2 2の項の証明の取扱い、次のとおりとする。			2 2の項の証明の取扱い、次のとおりとする。 <u>(1) 2の項(1)の証明については、税目及び年度ごとに1件とする。た</u>		

改 正 前

- (1) 2の項(1)の証明については、1通につき1件とする。
- (2) 2の項(2)の証明（固定資産を所有しないことの証明を除く。）については、土地は1筆、家屋は1棟又は1戸をもってそれぞれ1件とし、2件以上の土地について一括し、又は2件以上の家屋について一括して証明する場合は、それぞれ2件目以降の手数料の額は1件につき150円とする。この場合において、これらの取扱い、年度による事項に関する証明については年度ごとによるものとする。

3～6 （略）

改 正 後

だし、2以上の税目を合わせて賦課徴収するものにあつては、これを1税目とみなす。

- (2) 2の項(2)の証明については、1通につき1件とする。
- (3) 2の項(3)の証明（固定資産を所有しないことの証明を除く。）については、土地は1筆、家屋は1棟又は1戸をもってそれぞれ1件とし、2件以上の土地について一括し、又は2件以上の家屋について一括して証明する場合は、それぞれ2件目以降の手数料の額は1件につき150円とする。この場合において、これらの取扱い、年度による事項に関する証明については年度ごとによるものとする。

3～6 （略）

議案第 7 6 号

池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市立児童発達支援センターにおいて新たに障害児相談支援の事業を開始するため、本条例の一部を改正するものである。

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）

池田市立児童発達支援センター条例（昭和46年池田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
- (2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援
- (3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

第4条中「支援センターの定員は、」を「前条第1項第1号に掲げる事業に係る支援センターの利用定員は、1日につき」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（利用者の範囲）

第5条 支援センターで第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事業（以下「児童発達支援等」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が本市の通所給付決定（同項に規定する通所給付決定をいう。第3号において同じ。）を受けた児童
- (2) 法第21条の6の規定による措置（児童発達支援等に係るものに限る。以下単に「措置」という。）を本市から受けた児童
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が通所給付決定を受け、又は措置を受けた児童であって、支援セ

ンターで児童発達支援等を行う必要があると市長が認めるもの

2 支援センターで障害児相談支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の区域内に居住する法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給（次号において「障害児相談支援給付」という。）に係る児童及びその保護者

(2) 前号に掲げるもののほか、障害児相談支援給付に係る児童及びその保護者であつて、支援センターで障害児相談支援を行う必要があると市長が認めるもの

（利用の申請等）

第6条 支援センターで児童発達支援等又は障害児相談支援を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。ただし、児童発達支援等を利用しようとする児童のうち措置を受けたものについては、この限りでない。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（費用）

第7条 市長は、支援センターで児童発達支援等（措置によるものを除く。）を行つたときは、当該児童発達支援等を受けた児童の保護者から、その要した費用として法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額に相当する額を徴収する。

2 市長は、支援センターで障害児相談支援を行つたときは、当該障害児相談支援を受けた者のうち児童の保護者から、その要した費用として法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定する費用の額に相当する額を徴収する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

池田市立児童発達支援センター条例の一部改正について

- 1 池田市立児童発達支援センター（以下「支援センター」という。）が行う事業について、障害児相談支援（障害児及びその保護者の事情を勘案して障害児に関する各種サービスの利用計画を作成し、並びにサービスを継続して適切に受けられるよう利用状況の検証等により当該利用計画の見直しを行い、新たなサービスに係る手続の勧奨等便宜の供与を行うことをいう。以下同じ。）を追加するものであること。

（第 3 条関係）

- 2 支援センターの定員について、1 に伴う所要の規定の整備を行うものであること。

（第 4 条関係）

- 3 支援センターにおける障害児相談支援に係る利用者の範囲を定めるほか、支援センターの利用者の範囲について所要の整備を行うものであること。

（第 5 条関係）

- 4 支援センターの利用に係る申請等の手続について、本条例に明記するものであること。

（第 6 条関係）

- 5 支援センターにおける障害児相談支援の実施に要した費用の徴収について定めるものであること。また、費用の減免に係る規定を削るものであること。

（第 7 条関係）

- 6 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第76号 参 考

池田市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 <u>支援センターは、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援（以下これらを「障害児通所支援」という。）を行う。</u> 2 （略） （定員） 第4条 <u>支援センターの定員は、40人とする。</u> <u>（障害児通所支援）</u> 第5条 <u>支援センターで障害児通所支援を受けることができる者は、法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費等の支給の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けた児童であって、市長が障害児通所支援を決定したもの又は法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供の決定を受けた児童とする。</u>	第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 <u>支援センターは、次に掲げる事業を行う。</u> <u>(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援</u> <u>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援</u> <u>(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</u> 2 （略） （定員） 第4条 <u>前条第1項第1号に掲げる事業に係る支援センターの利用定員は、1日につき40人とする。</u> <u>（利用者の範囲）</u> 第5条 <u>支援センターで第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事業（以下「児童発達支援等」という。）を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が本市の通所給付決定（同項に規定する通所給付決定をいう。第3号において同じ。）を受け</u>

改 正 前	改 正 後
(費用) 第6条 市長は、通所給付決定を受けた児童の保護者に対し障害児通所支援を行なったときは、当該障害児通所支援に要した費用について、当該児童の保護者から徴収することができる。 2 前項の費用の額は、法第21条の5の3第2項第2号に規定する政令で定	た児童 (2) 法第21条の6の規定による措置（児童発達支援等に係るものに限る。以下単に「措置」という。）を本市から受けた児童 (3) 前2号に掲げるもののほか、法第21条の5の5第1項の規定によりその保護者が通所給付決定を受け、又は措置を受けた児童であつて、支援センターで児童発達支援等を行う必要があると市長が認めるもの 2 支援センターで障害児相談支援を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本市の区域内に居住する法第24条の26の規定による障害児相談支援給付費の支給（次号において「障害児相談支援給付」という。）に係る児童及びその保護者 (2) 前号に掲げるもののほか、障害児相談支援給付に係る児童及びその保護者であつて、支援センターで障害児相談支援を行う必要があると市長が認めるもの (利用の申請等) 第6条 支援センターで児童発達支援等又は障害児相談支援を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、その決定を受けなければならない。ただし、児童発達支援等を利用しようとする児童のうち措置を受けたものについては、この限りでない。

改 正 前	改 正 後
<u>める額とする。</u> <u>3 市長は、第1項の規定により徴収する費用を減免することができる。</u>	<u>(費用)</u> <u>第7条 市長は、支援センターで児童発達支援等（措置によるものを除く。）</u> <u>を行ったときは、当該児童発達支援等を受けた児童の保護者から、その要し</u> <u>た費用として法第21条の5の3第2項第2号の政令で定める額に相当する</u> <u>額を徴収する。</u> <u>2 市長は、支援センターで障害児相談支援を行ったときは、当該障害児相談</u> <u>支援を受けた者のうち児童の保護者から、その要した費用として法第24条</u> <u>の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定する費用の額に相当す</u> <u>る額を徴収する。</u> <u>第8条 （略）</u>
<u>第7条 （略）</u>	

議案第 77 号

池田市立くれは音楽堂条例の一部改正について

池田市立くれは音楽堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 18 日提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

池田市立くれは音楽堂の再オープンに向け、使用料の額、減免等について見直しを行うほか、池田市公共施設予約システムの導入に係る所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市立くれは音楽堂条例の一部を改正する条例（案）

池田市立くれは音楽堂条例（平成19年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、文化」を「及び文化」に、「と福祉」を「並びに福祉」に、「音楽堂」を「池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 音楽堂の位置は、池田市姫室町10番1号とする。

第3条第1項中「池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）において」を「音楽堂」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）音楽の演奏その他の活動のために必要な音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。

（2）市民の芸術及び文化の振興に資する行事の開催に関すること。

第3条第2項を削る。

第4条中「委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条第1項中「音楽堂」を「施設等」に、「委員会」を「池田市教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

第5条第2項中「許可」の次に「（以下「使用許可」という。）」を加える。

第6条中「該当すると認める」を「該当する」に、「音楽堂の使用を許可し

ない」を「使用許可をしない」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「管理」を「前3号に掲げるもののほか、委員会が音楽堂の管理運営」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「建物や」を「音楽堂の建物又は」に、「損傷する」を「毀損し、滅失し、又は汚損する」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第1条に規定する音楽堂の設置目的の達成に支障があると認めるとき。

第7条中「音楽堂の使用の許可」を「使用許可」に改め、「いう。）は」の次に「、教育委員会規則で定めるところにより」を加える。

第8条を次のように改める。

(使用料の減免)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合により、使用料を減免することができる。

(1) 市又は委員会が主催し、又は共催する事業の実施のために施設等を使用する場合 10割

(2) 官公庁が使用する場合 10割

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が定める割合

第9条各号列記以外の部分を次のように改める。

委員会は、既納の使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。

第9条第1号中「音楽堂を利用できなくなった」を「施設等を使用できなくなった」に、「全額」を「既納の使用料の全額」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 施設等を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあつては、当該月の末日）以前の最も遅い池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日で

ない日（次号において「使用前月応当日」という。）までにされた申請による第5条第1項後段の規定による変更に伴い使用料の額が減少した場合
既納の使用料と当該変更後の使用料の差額

第9条に次の1号を加える。

(3) 使用前月応当日までに使用許可の取下げを届け出た場合 既納の使用料
の5割

第10条の見出し中「目的外使用等」を「使用の権利の譲渡等」に改め、同条中「音楽堂を許可」を「使用許可」に改め、「目的以外に」の次に「施設等を」を、「使用し、」の次に「施設等を」を加え、「その使用权」を「施設等の使用の権利」に改める。

第11条中「対し、」を「対して」に改め、同条第1号中「規則」を「教育委員会規則の規定」に改め、同条第2号中「使用条件」を「第5条第2項の規定により付された条件」に改め、同条第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「において必要がある」を「が必要」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 災害その他不可抗力により音楽堂の運営上やむを得ない事由が発生した
とき。

第11条第3号中「許可」を「使用許可」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第6条各号のいずれかに該当するとき。

第12条の見出しを「（特別の設備の設置等）」に改め、同条中「音楽堂を使用する場合」を「施設等の使用」に、「、特別」を「特別」に、「あらかじめ委員会の」を「施設等の使用と併せてその」に改める。

第13条中「施設、設備等を滅失し、又は損傷した」を「建物、附属設備等を毀損し、滅失し、又は汚損した」に改める。

第14条中「委員会が」を「教育委員会規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額	
	市民等	市民等以外
平日	1, 500円	3, 000円
休日等	2, 000円	4, 000円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 平日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
 - 休日等 平日以外の日をいう。
 - 市民等 使用者が個人の場合にあっては本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下この号において「市民」という。）をいい、団体の場合にあっては市民がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。
- 施設等の使用は、1時間を単位とし、午前9時からの時間を1時間ごとに区分した時間区分によるものとする。
- その受けた使用許可に係る時間を超えて施設等を使用したときは、その超えた時間1時間までごとにつき、この表に定める1時間当たりの使用料の額を徴収する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月5日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の池田市立くれは音楽堂の使用に係る手続は、同日前においても、この条例による改正後の池田市立くれは音楽堂条例の規定の例により行うことができる。

池田市立くれは音楽堂条例の一部改正について

- 1 文言の整備等所要の規定の整備を行うものであること。

(第 1 条から第 4 条まで、第 6 条、第 10 条及び
第 12 条から第 14 条まで関係)

- 2 池田市立くれは音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用
について許可された事項の変更に係る手続を定めるものであること。

(第 5 条関係)

- 3 使用料の前納の方法について、規則に委任して定めることとするものであ
ること。

(第 7 条関係)

- 4 使用料の減免について、要件の見直しを行い、減免の割合を定めるもので
あること。

(第 8 条関係)

- 5 使用料の還付について、要件及び還付額の見直しを行うものであること。

(第 9 条関係)

- 6 施設等の使用に係る許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に対す
る当該許可の取消し及び使用の制限等の命令について、要件の整備を行うも
のであること。

(第 11 条関係)

- 7 使用料の額について、その算定における時間の単位を変更し、及び使用者
の区分を新たに設け、金額の見直しを行うものであること。

(別表関係)

- 8 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。また、準備

行為に係る規定を設け、当該規定は同年 1 月 5 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第77号 参 考

池田市立くれは音楽堂条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
（設置） 第1条 市民の芸術、文化の振興と福祉の向上に寄与するため、<u>音楽堂</u>を設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第2条 <u>音楽堂の名称及び位置は次のとおりとする。</u> （1）名称 <u>池田市立くれは音楽堂</u> （2）位置 <u>池田市姫室町10番1号</u> （業務） 第3条 <u>池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）においては、次に掲げる業務を行う。</u> （1）<u>文化活動のために音楽堂の施設及び設備を使用させること。</u> （2）<u>文化活動に関する発表会、講座等を開催すること。</u> 2 <u>池田市教育委員会（以下「委員会」という。）は、第1条の目的の達成に支障のない限り、音楽堂を会議その他に使用させることができる。</u> （開館時間及び休館日） 第4条 音楽堂の開館時間及び休館日は、<u>委員会規則</u>で定める。	（設置） 第1条 市民の芸術及び文化の振興並びに福祉の向上に寄与するため、<u>池田市立くれは音楽堂（以下「音楽堂」という。）</u>を設置する。 <u>（位置）</u> 第2条 <u>音楽堂の位置は、池田市姫室町10番1号とする。</u> （業務） 第3条 <u>音楽堂は、次に掲げる業務を行う。</u> （1）<u>音楽の演奏その他の活動のために必要な音楽堂の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。</u> （2）<u>市民の芸術及び文化の振興に資する行事の開催に関すること。</u> （開館時間及び休館日） 第4条 音楽堂の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。

改 正 前	改 正 後
(使用許可) 第5条 <u>音楽堂</u>を使用しようとするものは、<u>委員会</u>の許可を受けなければならない。 2 委員会は、前項の許可に当たり音楽堂の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに<u>該当すると認めるときは、音楽堂の使用を許可しない。</u> (1) (略) (2) <u>建物や附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</u> (3) <u>管理上支障があると認めるとき。</u> (4) <u>その他委員会において使用を不適當と認めるとき。</u> (使用料) 第7条 <u>音楽堂の使用の許可</u>を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別	(使用許可) 第5条 <u>施設等</u>を使用しようとするものは、<u>池田市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。<u>許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 委員会は、前項の許可<u>（以下「使用許可」という。）</u>に当たり音楽堂の管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第6条 委員会は、次の各号のいずれかに<u>該当する</u>ときは、<u>使用許可をしない。</u> (1) <u>第1条に規定する音楽堂の設置目的の達成に支障があると認めるとき。</u> (2) (略) (3) <u>音楽堂の建物又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、委員会が音楽堂の管理運営上支障があると認めるとき。</u> (使用料) 第7条 <u>使用許可</u>を受けたもの（以下「使用者」という。）は、<u>教育委員会規</u>

改 正 前	改 正 後
表に定める使用料を前納しなければならない。 <u>(使用料の減免)</u> 第8条 委員会は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>(使用料の還付)</u> 第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる額を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない事由により音楽堂を利用できなくなった場合 全額 (2) 使用しようとする日の20日前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額	<u>則で定めるところにより</u>、別表に定める使用料を前納しなければならない。 <u>(使用料の減免)</u> 第8条 委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合により、使用料を減免することができる。 (1) 市又は委員会が主催し、又は共催する事業の実施のために施設等を使用する場合 10割 (2) 官公庁が使用する場合 10割 (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める場合 委員会が定める割合 <u>(使用料の還付)</u> 第9条 委員会は、既納の使用料について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない事由により施設等を使用できなくなった場合 既納の使用料の全額 (2) 施設等を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあっては、当該月の末日）以前の最も遅い池田市の休日を定める条例（平成元年池田市条例第26号）に規定する市の休日でない日（次号において「使用前月応当日」という。）までにされた申請による第5条第1項後段の規定による変更に伴い使用料の額が減少した場合

改 正 前	改 正 後
(目的外使用等の禁止) 第10条 使用者は、<u>音楽堂を許可</u>を受けた目的以外に使用し、転貸し、又は<u>その使用权を譲渡</u>してはならない。 (使用許可の取消し等) 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に<u>対し</u>、使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。 (2) 使用者が<u>使用条件</u>に違反したとき。 (3) <u>偽り</u>その他不正な手段により<u>許可</u>を受けたとき。 (4) <u>その他委員会において必要があると認めるとき。</u> <u>(使用者の特別設備等)</u>	<u>既納の使用料と当該変更後の使用料の差額</u> (3) <u>使用前月応当日までに使用許可の取下げを届け出た場合 既納の使用料の5割</u> (使用の権利の譲渡等の禁止) 第10条 使用者は、<u>使用許可</u>を受けた目的以外に<u>施設等</u>を使用し、<u>施設等</u>を転貸し、又は<u>施設等の使用の権利</u>を譲渡してはならない。 (使用許可の取消し等) 第11条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用者に<u>対して</u>使用の制限、使用の停止若しくは退去を命ずることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則の規定</u>に違反したとき。 (2) 使用者が<u>第5条第2項の規定により付された条件</u>に違反したとき。 (3) <u>第6条各号のいずれかに該当するとき。</u> (4) <u>偽り</u>その他不正な手段により<u>使用許可</u>を受けたとき。 (5) <u>災害その他不可抗力により音楽堂の運営上やむを得ない事由が発生したとき。</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。</u> <u>(特別の設備の設置等)</u>

改	正	前	改	正	後																							
第 1 2 条 使用者は、音楽堂を使用する場合において、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。 (損害賠償義務) 第 1 3 条 音楽堂の施設、設備等を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。 (委任) 第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。 別表（第 7 条関係） <table><tr><td></td><td>午前 9 時 3 0 分 ～午後 1 時</td><td>午後 1 時 3 0 分 ～午後 5 時</td><td>午後 6 時～午後 9 時 3 0 分</td></tr><tr><td>平日</td><td>1 2, 0 0 0 円</td><td>1 2, 0 0 0 円</td><td>1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>日曜日・土曜日・休日</td><td>1 5, 0 0 0 円</td><td>1 5, 0 0 0 円</td><td>1 5, 0 0 0 円</td></tr></table> 備考 この表中「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。				午前 9 時 3 0 分 ～午後 1 時	午後 1 時 3 0 分 ～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分	平日	1 2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	日曜日・土曜日・休日	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	第 1 2 条 使用者は、施設等の使用において特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、施設等の使用と併せてその許可を受けなければならない。 (損害賠償義務) 第 1 3 条 音楽堂の建物、附属設備等を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。 (委任) 第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 別表（第 7 条関係） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">1 時間当たりの使用料の額</th></tr><tr><th>市民等</th><th>市民等以外</th></tr><tr><td>平日</td><td>1, 5 0 0 円</td><td>3, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>休日等</td><td>2, 0 0 0 円</td><td>4, 0 0 0 円</td></tr></table> 備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 平日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日以外の日をいう。 (2) 休日等 平日以外の日をいう。			区分	1 時間当たりの使用料の額		市民等	市民等以外	平日	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	休日等	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
	午前 9 時 3 0 分 ～午後 1 時	午後 1 時 3 0 分 ～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時 3 0 分																									
平日	1 2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円																									
日曜日・土曜日・休日	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円																									
区分	1 時間当たりの使用料の額																											
	市民等	市民等以外																										
平日	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円																										
休日等	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円																										

改正前	改正後
	<u>(3) 市民等 使用者が個人の場合にあっては本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下この号において「市民」という。）をいい、団体の場合にあっては市民がその全構成員の7割以上を占める団体をいう。</u> <u>2 施設等の使用は、1時間を単位とし、午前9時からの時間を1時間ごとに区分した時間区分によるものとする。</u> <u>3 その受けた使用許可に係る時間を超えて施設等を使用したときは、その超えた時間1時間までごとに、この表に定める1時間当たりの使用料の額を徴収する。</u>

池田市有功賞表彰について

池田市表彰条例（昭和３７年池田市条例第１７号）第４条第１号の規定により、池田市有功賞をもって表彰するため、下記の者を推薦するので議会の議決を求める。

記

住所

氏 名

田 渕 和 明

經歷

池田市教育長

令和7年9月18日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

上記の者は、本市の特別職として本市の行政の向上に尽力し、地方自治の発展に寄与した功績が誠に顕著であるため、池田市有功賞の表彰について推薦するものである。

池田市副市長の選任について

下記の者を池田市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石 田 健 二



令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

池田市副市長石田健二氏は、来る令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、その後任を選任するものである。

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理条例（昭和 38 年池田市条例第 19 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

大字中川原財産区

住 所	氏 名	生年月日
	藪内 勝美	
	川崎 治靖	
	北口 敏	
	沢田 英樹	
	柴田 親佳	
	石田 孝明	
	一樋洋一郎	

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

大字中川原財産区の財産区管理条例の財産区管理委員は、来る令和 7 年 10 月 6 日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

議案第 81 号

令和 7 年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 312,402 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,454,920 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 国 庫 支 出 金			6,358	6,358
	1 国 庫 補 助 金		6,358	6,358
7 繰 越 金			306,044	306,044
	1 繰 越 金		306,044	306,044
歳 入 合 計		10,142,518	312,402	10,454,920

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		225,006	6,358	231,364
	1 総 務 管 理 費	201,943	6,358	208,301
6 諸 支 出 金		11,500	10,583	22,083
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,500	10,583	22,083
7 予 備 費		99,826	295,461	395,287
	1 予 備 費	99,826	295,461	395,287
歳 出 合 計		10,142,518	312,402	10,454,920

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 国 庫 支 出 金		6,358	6,358
7 繰 越 金		306,044	306,044
歳 入 合 計	10,142,518	312,402	10,454,920

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	225,006	6,358	231,364	6,358			
6 諸 支 出 金	11,500	10,583	22,083				10,583
7 予 備 費	99,826	295,461	395,287				295,461
歳 出 合 計	10,142,518	312,402	10,454,920	6,358			306,044

入

歳

2 歳 入

(款) 6 国 庫 支 出 金

(項) 1 国 庫 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 子ども・子育て支援事業費補助金		6,358	6,358	1 子ども・子育て支援事業費補助金	6,358	子ども・子育て支援事業費補助金 6,358 追加
計		6,358	6,358			

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		306,044	306,044	1 前年度繰越金	306,044	前年度繰越金 306,044 追加
計		306,044	306,044			

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総 務 費 (項) 1 総 務 管 理 費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	200,069	6,358	206,427	6,358				12 委 託 料	6,358	電算委託料 6,358 追加
計	201,943	6,358	208,301	6,358						

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償 還 金		10,583	10,583				10,583	22 償還金 及利息料	10,583	償還金 10,583 追加 府支出金返還金
計	11,500	10,583	22,083				10,583			

(款) 7 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	99,826	295,461	395,287				295,461			予備費 295,461 追加
計	99,826	295,461	395,287				295,461			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 096, 008	—	2, 096, 008
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 096, 008	—	2, 096, 008
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		6, 953, 730	—	6, 953, 730
	1 府 補 助 金	6, 953, 730	—	6, 953, 730
4 繰 入 金		1, 070, 160	—	1, 070, 160
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 070, 160	—	1, 070, 160
5 諸 収 入		22, 020	—	22, 020
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	19, 000	—	19, 000
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	3, 000	—	3, 000
6 国 庫 支 出 金			6, 358	6, 358
	1 国 庫 補 助 金		6, 358	6, 358
7 繰 越 金			306, 044	306, 044
	1 繰 越 金		306, 044	306, 044
歳 入 合 計		10, 142, 518	312, 402	10, 454, 920

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		225,006	6,358	231,364
	1 総 務 管 理 費	201,943	6,358	208,301
	2 徴 収 費	22,739	—	22,739
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		6,789,847	—	6,789,847
	1 療 養 諸 費	5,859,173	—	5,859,173
	2 高 額 療 養 費	868,340	—	868,340
	3 移 送 費	100	—	100
	4 出 産 育 児 諸 費	35,015	—	35,015
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	19,581	—	19,581
	7 そ の 他 諸 費	138	—	138
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		2,912,466	—	2,912,466
	1 医 療 給 付 費 分	2,055,750	—	2,055,750
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	634,038	—	634,038
	3 介 護 納 付 金 分	222,678	—	222,678
4 保 健 事 業 費		101,748	—	101,748
	1 保 健 事 業 費	24,701	—	24,701

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	77,047	—	77,047
5 公 債 費		2,125	—	2,125
	1 一 般 公 債 費	2,125	—	2,125
6 諸 支 出 金		11,500	10,583	22,083
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,500	10,583	22,083
7 予 備 費		99,826	295,461	395,287
	1 予 備 費	99,826	295,461	395,287
歳 出 合 計		10,142,518	312,402	10,454,920

議案第 82 号

令和 7 年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 216,669 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,015,545 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 支 払 基 金 交 付 金		2,766,529	1,457	2,767,986
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,766,529	1,457	2,767,986
10 繰 越 金			215,212	215,212
	1 繰 越 金		215,212	215,212
歳 入 合 計		10,798,876	216,669	11,015,545

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		979	82,294	83,273
	1 基 金 積 立 金	979	82,294	83,273
6 諸 支 出 金		5,100	134,375	139,475
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	134,375	139,475
歳 出 合 計		10,798,876	216,669	11,015,545

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム委託事業	令和8年度	22,110千円

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 支 払 基 金 交 付 金	2,766,529	1,457	2,767,986
10 繰 越 金		215,212	215,212
歳 入 合 計	10,798,876	216,669	11,015,545

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基 金 積 立 金	979	82,294	83,273				82,294
6 諸 支 出 金	5,100	134,375	139,475				134,375
歳 出 合 計	10,798,876	216,669	11,015,545				216,669

歳

入

2 歳 入

(款) 5 支 払 基 金 交 付 金

(項) 1 支 払 基 金 交 付 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	119,878	1,457	121,335	2 過 年 度 分	1,457	過年度分 1,457 追加
計	2,766,529	1,457	2,767,986			

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		215,212	215,212	1 前年度繰越金	215,212	前年度繰越金 215,212 追加
計		215,212	215,212			

歳

出

3 歳 出

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付 費準備基 金積立金	979	82, 294	83, 273				82, 294	24 積 立 金	82, 294	介護給付費準備基金 82, 294 追加
計	979	82, 294	83, 273				82, 294			

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償 還 金		134, 375	134, 375				134, 375	22 償還金 金利子 及び清算料	134, 375	償還金 134, 375 追加 国庫支出金等返還金
計	5, 100	134, 375	139, 475				134, 375			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		23, 173	—	23, 173
	1 負 担 金	23, 173	—	23, 173
2 介 護 保 険 料		2, 060, 250	—	2, 060, 250
	1 介 護 保 険 料	2, 060, 250	—	2, 060, 250
3 使 用 料 及 び 手 数 料		550	—	550
	1 手 数 料	550	—	550
4 国 庫 支 出 金		2, 472, 635	—	2, 472, 635
	1 国 庫 負 担 金	1, 814, 059	—	1, 814, 059
	2 国 庫 補 助 金	658, 576	—	658, 576
5 支 払 基 金 交 付 金		2, 766, 529	1, 457	2, 767, 986
	1 支 払 基 金 交 付 金	2, 766, 529	1, 457	2, 767, 986
6 府 支 出 金		1, 464, 603	—	1, 464, 603
	1 府 負 担 金	1, 371, 724	—	1, 371, 724
	2 府 補 助 金	92, 879	—	92, 879
7 財 産 収 入		982	—	982
	1 財 産 運 用 収 入	982	—	982
8 繰 入 金		2, 009, 848	—	2, 009, 848
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 741, 577	—	1, 741, 577

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 繰 入 金	268, 271	—	268, 271
9 諸 収 入		306	—	306
	1 預 金 利 子	10	—	10
	2 雑 入	236	—	236
	3 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	60	—	60
10 繰 越 金			215, 212	215, 212
	1 繰 越 金		215, 212	215, 212
歳 入 合 計		10, 798, 876	216, 669	11, 015, 545

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		349,907	—	349,907
	1 総 務 管 理 費	210,649	—	210,649
	2 徴 収 費	1,263	—	1,263
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	137,995	—	137,995
2 保 険 給 付 費		9,802,410	—	9,802,410
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,875,700	—	8,875,700
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	367,650	—	367,650
	3 そ の 他 諸 費	8,524	—	8,524
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	309,627	—	309,627
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	45,434	—	45,434
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	195,475	—	195,475
3 地 域 支 援 事 業 費		639,411	—	639,411
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	195,183	—	195,183
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	421,619	—	421,619
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	21,076	—	21,076
4 公 債 費		1,069	—	1,069
	1 一 般 公 債 費	1,069	—	1,069

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		979	82,294	83,273
	1 基 金 積 立 金	979	82,294	83,273
6 諸 支 出 金		5,100	134,375	139,475
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	134,375	139,475
歳 出 合 計		10,798,876	216,669	11,015,545

議案第 83 号

令和 7 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84,446 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,527,599 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金			84,446	84,446
	1 繰越金		84,446	84,446
歳 入 合 計		2,443,153	84,446	2,527,599

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,323,569	84,446	2,408,015
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,323,569	84,446	2,408,015
歳 出 合 計		2,443,153	84,446	2,527,599

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 3 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		84,446	84,446
歳入合計	2,443,153	84,446	2,527,599

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,323,569	84,446	2,408,015				84,446
歳出合計	2,443,153	84,446	2,527,599				84,446

歳

入

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金		84,446	84,446	1 前年度繰越金	84,446	前年度繰越金 84,446 追加
計		84,446	84,446			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	2, 323, 569	84, 446	2, 408, 015				84, 446	18 負担金補助 及び交付金	84, 446	負担金 84, 446 追加 後期高齢者医療広域連合
計	2, 323, 569	84, 446	2, 408, 015				84, 446			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1, 990, 957	—	1, 990, 957
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1, 990, 957	—	1, 990, 957
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100	—	100
	1 手 数 料	100	—	100
3 繰 入 金		451, 686	—	451, 686
	1 他 会 計 繰 入 金	451, 686	—	451, 686
4 諸 収 入		410	—	410
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	300	—	300
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	100	—	100
5 繰 越 金			84, 446	84, 446
	1 繰 越 金		84, 446	84, 446
歳 入 合 計		2, 443, 153	84, 446	2, 527, 599

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		97,056	—	97,056
	1 総 務 管 理 費	95,909	—	95,909
	2 徴 収 費	1,147	—	1,147
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,323,569	84,446	2,408,015
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,323,569	84,446	2,408,015
3 保 健 事 業 費		16,428	—	16,428
	1 保 健 事 業 費	16,428	—	16,428
4 諸 支 出 金		6,100	—	6,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	—	6,100
歳 出 合 計		2,443,153	84,446	2,527,599

令和 7 年度池田市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度池田市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 8, 2 4 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5, 2 1 6, 0 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

大阪府池田市長 瀧 澤 智 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,489,602	131,219	8,620,821
	1 国 庫 負 担 金	6,844,776	3,655	6,848,431
	2 国 庫 補 助 金	598,384	△3,960	594,424
	4 国 庫 交 付 金	967,999	131,524	1,099,523
19 繰 入 金		1,959,510	341,800	2,301,310
	1 繰 入 金	1,959,510	341,800	2,301,310
21 市 債		942,600	△106,900	835,700
	1 市 債	942,600	△106,900	835,700
22 繰 越 金			2,125	2,125
	1 繰 越 金		2,125	2,125
歳 入 合 計		44,847,817	368,244	45,216,061

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		20,962,580	210,275	21,172,855
	1 社 会 福 祉 費	10,035,302	35,004	10,070,306
	2 児 童 福 祉 費	9,199,127	53,333	9,252,460
	3 生 活 保 護 費	1,727,771	121,938	1,849,709
4 衛 生 費		3,804,013	29,123	3,833,136
	1 保 健 衛 生 費	2,300,648	29,123	2,329,771
10 教 育 費		5,892,873	123,641	6,016,514
	2 小 学 校 費	777,926	△18,488	759,438
	3 中 学 校 費	419,872	△13,248	406,624
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,757	154,328	906,085
	6 社 会 教 育 費	1,943,438	1,049	1,944,487
13 予 備 費		143,713	5,205	148,918
	1 予 備 費	143,713	5,205	148,918
歳 出 合 計		44,847,817	368,244	45,216,061

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	多世代交流施設整備事業	237,600

第3表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
例規集データベース管理事業	令和8年度	4,300千円
総合窓口業務等委託事業	令和8年度	96,500千円

第4表 地方債補正

補 正 前								
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
多世代交流施設整備事業	千円 213,800	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 30	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
計	942,600							

補 正 後								
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
					償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
多世代交流施設整備事業	千円 106,900	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 30	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
計	835,700							

令和 7 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 7 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	8,489,602	131,219	8,620,821
19 繰 入 金	1,959,510	341,800	2,301,310
21 市 債	942,600	△106,900	835,700
22 繰 越 金		2,125	2,125
歳 入 合 計	44,847,817	368,244	45,216,061

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	20,962,580	210,275	21,172,855	131,524	△106,900	△8,200	193,851
4 衛 生 費	3,804,013	29,123	3,833,136				29,123
10 教 育 費	5,892,873	123,641	6,016,514	△3,960			127,601
13 予 備 費	143,713	5,205	148,918				5,205
歳 出 合 計	44,847,817	368,244	45,216,061	127,564	△106,900	△8,200	355,780

入

歳

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 1 国 庫 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫負担金	6,758,948	3,655	6,762,603	4 児 童 福 祉 費 負 担 金	3,272	障がい児通所給付費等負担金 3,272 追加
				5 生 活 保 護 費 負 担 金	383	介護扶助費等負担金 383 追加
計	6,844,776	3,655	6,848,431			

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 2 国 庫 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費国 庫補助金	36,489	△3,960	32,529	2 特別支援教 育就学奨 励費補助	△3,960	小学校及び義務教育学校の前期課程△2,744 減額 中学校及び義務教育学校の後期課程△1,216 減額
計	598,384	△3,960	594,424			

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 4 国 庫 交 付 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫交付金	134,904	131,524	266,428	2 地域介護・ 福祉空間整 備交付金	12,724	地域介護・福祉空間整備交付金 12,724 追加

				3 新しい地方 経 済 ・ 生 活 環 境 創 生 交 付 金	118,800	新しい地方経済・生活環境創生交付金 118,800 追加
計	967,999	131,524	1,099,523			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1, 951, 048	341, 800	2, 292, 848	1 財政調整基金繰入金	350, 000	財政調整基金繰入金 350, 000 追加
				3 福祉基金繰入金	△8, 200	福祉基金繰入金 △8, 200 減額
計	1, 959, 510	341, 800	2, 301, 310			

(款) 21 市 債

(項) 1 市 債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民 生 債	213,800	△106,900	106,900	1 多世代交流施設整備事業債	△106,900	多世代交流施設整備事業債 △106,900 減額
計	942,600	△106,900	835,700			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		2,125	2,125	1 前年度繰越金	2,125	前年度繰越金 2,125 追加
計		2,125	2,125			

出

歳

3 歳 出

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	5,542,126	22,280	5,564,406				22,280	22 償還金 利子及び清算料	22,280	償還金 22,280 追加 国庫・府支出金返還金
3 老人福祉費	128,707	12,724	141,431	12,724				18 負担金補助 及び交付金	12,724	補助金 12,724 追加 公的介護施設等整備補助
8 多世代交流 施設建設費	237,600	0	237,600	118,800	△106,900	△8,200	△3,700			財源更正
計	10,035,302	35,004	10,070,306	131,524	△106,900	△8,200	18,580			

(款) 3 民 生 費

(項) 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5,533,220	53,333	5,586,553				53,333	22 償還金 金利子 及び清算料	53,333	償還金 53,333 追加 国庫・府支出金返還金
計	9,199,127	53,333	9,252,460				53,333			

(款) 3 民 生 費

(項) 3 生 活 保 護 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	123,930	121,938	245,868				121,938	22 償還金 金利子 及び清算料	121,938	償還金 121,938 追加 国庫・府支出金返還金
計	1,727,771	121,938	1,849,709				121,938			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	381, 064	29, 123	410, 187				29, 123	22 償還金 利息及び清算料	29, 123	償還金 29, 123 追加 国庫支出金返還金
計	2, 300, 648	29, 123	2, 329, 771				29, 123			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 教育振興費	32,568	△18,488	14,080	△2,744			△15,744	19 扶 助 費	△18,488	学校給食費 △13,000 減額 特別支援教育就学奨励費 △5,488 減額
計	777,926	△18,488	759,438	△2,744			△15,744			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
2 教育振興費	37,117	△13,248	23,869	△1,216			△12,032	19 扶 助 費	△13,248	学校給食費 △10,816 減額 特別支援教育就学奨励費 △2,432 減額
計	419,872	△13,248	406,624	△1,216			△12,032			

(款) 10 教育費

(項) 5 給食センター費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 給食センター管理費	751, 757	154, 328	906, 085				154, 328	18 負担金補助及び交付金	154, 328	補助金 154, 328 追加 学校給食費円滑運用資金 補助
計	751, 757	154, 328	906, 085				154, 328			

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
8 青少年教育振興費	39,550	1,049	40,599				1,049	22 償還金 利息及び清算料	1,049	償還金 1,049 追加 国庫支出金返還金
計	1,943,438	1,049	1,944,487				1,049			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	143, 713	5, 205	148, 918				5, 205		予備費 5, 205 追加	
計	143, 713	5, 205	148, 918				5, 205			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		17,143,300	—	17,143,300
	1 市 民 税	8,227,300	—	8,227,300
	2 固 定 資 産 税	6,706,000	—	6,706,000
	3 軽 自 動 車 税	148,500	—	148,500
	4 市 た ば こ 税	560,000	—	560,000
	5 入 湯 税	5,000	—	5,000
	6 都 市 計 画 税	1,496,500	—	1,496,500
2 地 方 譲 与 税		239,600	—	239,600
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,000	—	41,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	134,000	—	134,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	49,000	—	49,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	15,600	—	15,600
3 利 子 割 交 付 金		37,000	—	37,000
	1 利 子 割 交 付 金	37,000	—	37,000
4 配 当 割 交 付 金		166,000	—	166,000
	1 配 当 割 交 付 金	166,000	—	166,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		210,000	—	210,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	210,000	—	210,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		340,000	—	340,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	340,000	—	340,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,500,000	—	2,500,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,500,000	—	2,500,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	70,000	—	70,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		60,000	—	60,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	60,000	—	60,000
10 地 方 特 例 交 付 金		86,500	—	86,500
	1 地 方 特 例 交 付 金	86,000	—	86,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地 方 交 付 税		6,100,000	—	6,100,000
	1 地 方 交 付 税	6,100,000	—	6,100,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		322,558	—	322,558
	1 負 担 金	322,558	—	322,558

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		990,809	—	990,809
	1 使 用 料	733,429	—	733,429
	2 手 数 料	256,438	—	256,438
	3 証 紙 収 入	942	—	942
15 国 庫 支 出 金		8,489,602	131,219	8,620,821
	1 国 庫 負 担 金	6,844,776	3,655	6,848,431
	2 国 庫 補 助 金	598,384	△3,960	594,424
	3 国 庫 委 託 金	78,443	—	78,443
	4 国 庫 交 付 金	967,999	131,524	1,099,523
16 府 支 出 金		3,596,947	—	3,596,947
	1 府 負 担 金	2,791,572	—	2,791,572
	2 府 補 助 金	409,443	—	409,443
	3 府 委 託 金	77,963	—	77,963
	4 府 交 付 金	317,969	—	317,969
17 財 産 収 入		33,902	—	33,902
	1 財 産 運 用 収 入	21,536	—	21,536
	2 財 産 売 払 収 入	12,366	—	12,366
18 寄 附 金		208,370	—	208,370

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	208, 370	—	208, 370
19 繰 入 金		1, 959, 510	341, 800	2, 301, 310
	1 繰 入 金	1, 959, 510	341, 800	2, 301, 310
20 諸 収 入		1, 339, 119	—	1, 339, 119
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	1, 312	—	1, 312
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	400, 000	—	400, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	774, 707	—	774, 707
21 市 債		942, 600	△106, 900	835, 700
	1 市 債	942, 600	△106, 900	835, 700
22 繰 越 金			2, 125	2, 125
	1 繰 越 金		2, 125	2, 125
歳 入 合 計		44, 847, 817	368, 244	45, 216, 061

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		380,465	—	380,465
	1 議 会 費	380,465	—	380,465
2 総 務 費		5,098,788	—	5,098,788
	1 総 務 管 理 費	3,937,257	—	3,937,257
	2 徴 税 費	561,908	—	561,908
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	312,232	—	312,232
	4 選 挙 費	161,137	—	161,137
	5 統 計 調 査 費	95,448	—	95,448
	6 監 査 委 員 費	30,806	—	30,806
3 民 生 費		20,962,580	210,275	21,172,855
	1 社 会 福 祉 費	10,035,302	35,004	10,070,306
	2 児 童 福 祉 費	9,199,127	53,333	9,252,460
	3 生 活 保 護 費	1,727,771	121,938	1,849,709
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		3,804,013	29,123	3,833,136
	1 保 健 衛 生 費	2,300,648	29,123	2,329,771
	2 清 掃 費	1,503,365	—	1,503,365
5 労 働 費		14,238	—	14,238

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	14,238	—	14,238
6 農 林 水 産 業 費		50,741	—	50,741
	1 農 林 費	50,741	—	50,741
7 商 工 費		259,086	—	259,086
	1 商 工 費	259,086	—	259,086
8 土 木 費		3,059,504	—	3,059,504
	1 土 木 管 理 費	500,252	—	500,252
	2 道 路 橋 り よ う 費	480,699	—	480,699
	3 河 川 費	44,317	—	44,317
	4 都 市 計 画 費	1,862,611	—	1,862,611
	5 住 宅 費	171,257	—	171,257
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,366,716	—	1,366,716
	1 消 防 費	1,366,716	—	1,366,716
10 教 育 費		5,892,873	123,641	6,016,514
	1 教 育 総 務 費	1,725,243	—	1,725,243
	2 小 学 校 費	777,926	△18,488	759,438
	3 中 学 校 費	419,872	△13,248	406,624

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	274,637	—	274,637
	5 給 食 セ ン タ ー 費	751,757	154,328	906,085
	6 社 会 教 育 費	1,943,438	1,049	1,944,487
11 公 債 費		3,753,882	—	3,753,882
	1 公 債 費	3,753,882	—	3,753,882
12 諸 支 出 金		61,218	—	61,218
	1 防 災 費	61,218	—	61,218
13 予 備 費		143,713	5,205	148,918
	1 予 備 費	143,713	5,205	148,918
歳 出 合 計		44,847,817	368,244	45,216,061

地 方 債

起 債 の 目 的	補 正 前 の 額	補 正 額	計	起債の方法	利 率	借 入 先	償 還 の 方 法			
							償還期限	据置期間	償 還 方 法	そ の 他
防災対策事業	千円 12,000	千円 —	千円 12,000	普通貸借又は 証 券 発 行	%以内 7	政府 大阪府 銀行 その他	年以内 30	年以内 3	年賦又は半年賦 元金又は元利均 等その他	市財政等の都合により 翌年度以降の発行、償 還方法の変更をすること ができる。 利率見直し方式で借入 れる場合は、利率見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率を適用することがで きる。
多世代交流施設整備事業	213,800	△ 106,900	106,900	〃	7	〃	30	3		
清掃運搬施設整備事業	8,200	—	8,200	〃	7	〃	30	3		
土木事業	130,600	—	130,600	〃	7	〃	20	3		
都市計画事業	225,000	—	225,000	〃	7	〃	30	3		
社会教育施設整備事業	353,000	—	353,000	〃	7	〃	20	3		
計	942,600	△ 106,900	835,700							

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	25,599,828	△ 31,736	25,568,092
人件費	9,590,145	—	9,590,145
扶助費	12,255,801	△ 31,736	12,224,065
公債費	3,753,882	—	3,753,882
投資的経費	1,680,630	12,724	1,693,354
その他	17,567,359	387,256	17,954,615
物件費	8,357,894	—	8,357,894
その他	9,209,465	387,256	9,596,721
合 計	44,847,817	368,244	45,216,061

一般会計

令和 7 年度		補正第 7 号		歳出款別節別内訳表											(単位：千円)	
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計	
1 報酬		160,107	178,164	373,609	103,398	1,460	8,489	15,208	22,692	21,331	1,177,698		123		2,062,279	
2 給料		33,703	683,776	595,972	295,748	3,435	10,811	6,343	192,378	522,193	577,653				2,922,012	
3 職員手当等		98,132	672,434	576,042	270,339	2,406	10,074	9,825	168,663	478,137	783,619		4,953		3,074,624	
4 共済費		54,671	306,929	292,611	133,055	1,204	4,522	5,904	77,474	195,606	458,824				1,530,800	
5 災害補償費			300							100	30				430	
6 恩給及び退職年金																
7 報償費		121	145,318	23,942	48,258		700	1,720	520	3,789	59,111		652		284,131	
8 旅費		4,208	18,350	12,573	6,376	14	306	1,441	2,488	3,189	55,917				104,862	
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085	
10 需用費		5,505	243,346	84,117	429,501	106	8,467	5,407	97,422	47,365	402,410		24,104		1,347,750	
11 役務費		1,166	161,375	43,705	14,427	69	209	3,192	2,071	7,112	29,770		6,087		269,183	
12 委託料		6,507	1,596,940	658,291	1,441,384		932	22,153	681,054	5,221	1,302,310		10,210		5,725,002	
13 使用料及び賃借料		1,299	618,202	41,638	13,409		170	2,147	140,884	2,905	258,755		14		1,079,423	
14 工事請負費				237,600				29,000	734,000		383,800				1,384,400	
15 原材料費				223	138				437	69	4,141				5,008	
16 公有財産購入費																
17 備品購入費		195	6,041	6,217	13,703		47		429	5,454	50,624		330		83,040	
18 負担金補助及び交付金		13,851	187,528	2,657,354	91,051	5,544	3,673	18,711	90,372	57,187	426,760		14,638		3,566,669	
19 扶助費			93	12,099,032	86,991						37,949				12,224,065	
20 貸付金				2,224				138,000							140,224	
21 補償補填及び賠償金			100	200	8,709				3,030		5,550				17,589	
22 償還金利子及び割引料			51,025	197,551	31,060						1,099	3,753,882			4,034,617	
23 投資及び出資金																
24 積立金			227,189	4,570	20,000			35	184				107		252,085	
25 寄附金																
26 公課費			78	33	691					966	9				1,777	
27 繰出金				3,265,351	824,898		2,341		845,406	16,092					4,954,088	
予備費														148,918	148,918	
() %		(0.9)	(11.3)	(46.8)	(8.5)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(6.8)	(3.0)	(13.3)	(8.3)	(0.1)	(0.3)	(100.0)	
計		380,465	5,098,788	21,172,855	3,833,136	14,238	50,741	259,086	3,059,504	1,366,716	6,016,514	3,753,882	61,218	148,918	45,216,061	

一般会計

令和 7 年度		補正第 7 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		2,062,279			2,062,279				2,062,279	
2 給料		2,922,012			2,922,012				2,922,012	
3 職員手当等		3,074,624			3,074,624				3,074,624	
4 共済費		1,530,800			1,530,800				1,530,800	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								284,131	284,131	
8 旅費							104,862		104,862	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						130,000	1,217,750		1,347,750	
11 役務費							269,183		269,183	
12 委託料						116,361	5,608,641		5,725,002	
13 使用料及び賃借料						2,098	1,077,325		1,079,423	
14 工事請負費						1,384,400			1,384,400	
15 原材料費							5,008		5,008	
16 公有財産購入費										
17 備品購入費						11,000	72,040		83,040	
18 負担金補助及び交付金						30,751		3,535,918	3,566,669	
19 扶助費			12,224,065		12,224,065				12,224,065	
20 貸付金								140,224	140,224	
21 補償補填及び賠償金								17,589	17,589	
22 償還金利子及び割引料				3,753,882	3,753,882			280,735	4,034,617	
23 投資及び出資金										
24 積立金								252,085	252,085	
25 寄附金										
26 公課費								1,777	1,777	
27 繰出金						18,744		4,935,344	4,954,088	
予備費								148,918	148,918	
計 ()%		(21.2)	(27.1)	(8.3)	(56.6)	(3.7)	(18.5)	(21.2)	(100.0)	
		9,590,145	12,224,065	3,753,882	25,568,092	1,693,354	8,357,894	9,596,721	45,216,061	

議案第 85 号

令和 6 年度池田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度池田市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 8 6 号

令和 6 年度池田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度池田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 87 号

令和 6 年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度池田市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

議案第 88 号

令和 6 年度池田市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 89 号

令和 6 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 90 号

令和 6 年度池田市介護保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 9 1 号

令和 6 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 8 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 92 号

令和 6 年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度池田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 18 日 提出

池田市長 瀧澤 智子